

KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 25 | March 2016



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995 年以来、ミャンマーにおいて積極的な事業活動を展開しており、現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は急速に変化しています。KCY は、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務のアドバイスを求める方にとって、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road |

Botataung Township | Yangon,
Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel |

Junction of 26th Street & 66th Street |

Chan Aye Tharzan Township |
Mandalay, Myanmar

cs@kcyangon.com

www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

ミャンマー投資委員会 (MYANMAR INVESTMENT COMMISSION) は、制限される経済活動の修正リストを公布した

ミャンマー投資委員会は、経済活動を制限し規制していた通知 2014 年第 49 号を修正し、通知 2016 年第 26 号 (“本通知”) により、新たに一部の規制分野を 100% 外国投資に対して開放した。

自由化された経済活動

(ジョイント・ベンチャーを通じて) ミャンマー資本の参加を義務付けていた要件が削除され、それにより、以下の経済活動が、100% 外国資本により認められることになった。

1. ハイブリッド種子 (F1 種子) の製造及び販売
2. 多収穫種子及び原産種子の製造及び繁殖
3. 樹脂及び樹脂製品の製造
4. エコツーリズム

その他の変更点

禁止活動: 本通知は、森林投資への禁止される活動の中に、“マングローブの森林、神聖な宗教用地及び伝統的な儀式用地、放牧、大規模農園/農地、並びに水資源を害する活動” を追加した。

ミャンマー市民との連携を要求される活動: 本通知により、ワクチンの製造は、ミャンマー政府とのジョイント・ベンチャーによることとされた。また、鉄道活動についても、同様にジョイント・ベンチャーによる必要があり、さらに、国有事業であるミャンマー鉄道との Build-Operate-and-Transfer (BOT) 要件 (建設、操業後一定期間後の譲渡が条件となる) も満たす必要がある。鉄道交通省 (最近、交通通信省と合併された) の許可も必要とされる。